

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 4 項の規定に基づき、県営土地改良事業（農地環境整備事業 つくば地区）の変更後の土地改良事業の計画の概要につき豊田市長及び旭土地改良区と協議したいので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により土地改良事業の計画の概要を縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、令和 8 年 9 月 30 日までに豊田市長に意見書を提出してください。

令和 8 年 8 月 31 日

愛知県知事 大 村 秀 章

- 1 書類の名称
土地改良事業計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
- 3 縦覧の場所
豊田市役所
- 4 意見書の提出方法
書面にて直接豊田市役所へ提出